誓約書

年　　　月　　　日

　鹿角市長　様

申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話

　鹿角市ふるさとライフ家賃等支援補助金を申請するに当たり、下記のとおり誓約します。

記

　１　私及び私と世帯を同じくする者が申請要件を全て満たしていること。

　２　補助金の交付に係る審査及び交付後の居住状況の確認等のため、私及び私と世帯を同じくする者に係る住所の記録等の個人情報に関し、市長が調査及び関係機関に照会を行うことに同意すること。

　３　補助金交付後、鹿角市ふるさとライフ家賃等支援補助金交付要綱第１０条の返還規定に該当する場合は、補助金の交付決定の取り消し、又は全部を返還すること。

　　※鹿角市ふるさとライフ家賃等支援補助金交付要綱第１０条は、裏面を参照のこと

鹿角市ふるさとライフ家賃等支援補助金交付要綱

（補助金の返還）

第１０条　市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部を返還させることができる。

（１）　本要綱による交付決定者及びその者の世帯員全員が、交付決定日から３年以内に市外へ転出したとき。

（２）　第３条に掲げる補助対象者の要件を満たさなくなったとき。

第３条　補助金対象者等

⑴令和５年４月以降に本市に転入し、転入してから６か月以内の移住者であること。

⑵転勤等（労使関係に基づいた勤務地変更を伴う異動をいう。）により本市へ転入した

ものではないこと。ただし、就職後最初の勤務地が市内であって任期が３年を超える

場合を除く。

⑶補助金の申請年度において、子育て世帯、若者夫婦世帯又は若者単身世帯であること。

⑷民間賃貸住宅に入居している世帯であること。

⑸民間賃貸住宅の賃貸借契約の名義人となっており、家賃を支払っている（同一世帯員

が支払っている場合を含む。）こと。

⑹民間賃貸住宅において、同一居宅に他の世帯が居住していないこと。

⑺交付決定日から３年以上継続して市内に居住する意思を有していること。

⑻市税を滞納していないこと。

⑼生活保護受給世帯でないこと。

⑽世帯全員が、任期の定めのない職員の給料表が適用される公務員でないこと。

⑾過去に、この要綱による補助金を交付されたことがないこと。ただし、前年度から

継続してこの要綱による補助金を受ける場合は、この限りでない。

⑿この要綱による補助金以外の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

⒀その他市長が交付対象者として不適当と認めた者でないこと。

（３）　第６条及び第８条の規定による申請の内容に虚偽があったとき。

（４）　その他市長が返還の必要があると判断したとき。